

第五十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十九号

昭和四十三年五月八日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 熊谷 義雄君

理事 森田重次郎君

理事 兒玉 末男君

理事 小澤 太郎君

理事 田澤 吉郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 粟山 秀君

理事 伊賀 定盛君

理事 佐々木三郎君

理事 西宮 弘君

理事 森 義親君

理事 中村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 西村 直己君

出席政府委員

農林政務次官 安倍晋太郎君

農林大臣官房長 檜垣徳太郎君

農林省畜産局長 岡田 覚夫君

委員外の出席者

農林大臣官房参事官 太田 康二君

農林大臣官房企画室長 小沼 勇君

農林省農地局管理部長 中野 和仁君

専門員 松住谷健太郎君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

農業振興地域の整備に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○足立委員長 これより会議を開きます。

農林水産省の振興に関する件について調査を進めます。

この際、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、去る三月二十八日、本委員会において、畜産物安定価格の市場間格差等を撤廃するよう、畜産物の価格等に関し決議を行なったのであります。その趣旨にかんがみ、先般来より各党間におきまして御協議を願っておったのであります。今般、各党の意見の一致を見、お手元に配付いたしてありますとおりの起草案を作成した次第でございます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「中央卸売市場」を「政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場」に改める。

第三十九條第二項中「安定基準価格で」を削り、同条第三項中「安定基準価格を基準として政令で定める価格で」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団が前二項の規定により買い入れる指定

食肉の買入れの価格は、第三條第二項の中央卸売市場において買入れの場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において買入れの場合にあつては安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和四十三年度において適用される指定食肉の安定価格並びに当該安定価格に係る畜産振興事業団の買入れ及び売渡しの業務については、なお従前の例による。

理 由

指定食肉の市場取引の実際にかんがみ、指定食肉の安定価格は、主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について定めるところとする。ことに、畜産振興事業団がその他の中央卸売市場において指定食肉を買入れる場合の買入価格は、安定基準価格を基準として定める額とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 その内容は、

一、政府の定める指定食肉の安定価格は、全国の主要な消費地域の中央卸売市場における価格とする。

二、その他の中央卸売市場における買入れ価格は、買入れの必要が生じた場合において、そのつど、政府の定める安定基準価格を勘案して定めることとする。

以上であります。

詳細な内容等につきましては、案文により御承知を願いたいと存じます。

○足立委員長 起草案について、別に御発言もないようでありますので、お手元に配付いたしてあります畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立総員。よつて、本案を成案とし、委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○足立委員長 参考人出頭要求に関する件につきましても、参考人の人選、出頭日時及びその手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午後二時十七分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興地域の整備に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。工藤良平君。

○工藤委員 私は、農業振興地域の整備に関する法律案につきまして質問をいたしたいと思ひます。

まず第一番に、本法案が出てまいりました背景と申しますか、特に、農業が年々過疎地帯を生じているというような状況の中で、この農業振興地域の整備に對しての関心というものが高いわけでありまして、したがって、この法案が出されてまいりました背景について、まず大臣からお伺いをいたしたいと思ひます。

○西村國務大臣 お答え申し上げます。

この法案を出しましたごく中心の思想と申しますか、考え方は、もう申し上げるまでもなく、経済が非常に発展をしてきている。これはまた、ある意味から言えば近代国家としての一つの経済趨勢でもあると思ひます。しかし同時に、その行き方について、必ずしも十分調和のとれた行き方ではなかつたかもしれませんが、いづれにいたしましても、その結果として工業が伸びる。こういうような工業開発が進むとか交通網が進んでまいるとか、それで都市化現象というのが非常に強くなつてくると、それ自体はそれ自体で一つの調和がとれればいいのでありますが、それと関連いたしまして、無秩序ないわゆるスプロール現象的なものが各方面に発生をしてまいる。そうすると、おのずからそこで農地に対する無秩序な破壊とか土地の利用度というものが低下をするというようなこと、こういうような農業経営上のいろいろな悪い影響面が出やすいような状況というものがあつたわけでありまして、

そこで、こういう地域農業に對しまして、これに對しての各地域地域でいろいろ農民の諸君も、

また私も政府といたしましても、農業政策の推進ということには努力はいたしております。しかし、たとえば個々の農家だけ、あるいは個々の地域だけ、地域のうちの一つの範囲だけががんばろうと思ひましても、必ずしもそれだけでは、波をかぶりましてがんばれない。そこでもって、一つの大きな地域、あるいは国をあげて一つの方向として、農業を中心として立地していく地域というものを明確化していこう。そこで、農地の造成あるいは保全、形成、それから諸般の施策というものの基盤をまず明確化しよう、一口に申しますと、そういうようなところから私はこの法案を立案し、皆さまに御審議を願う。なお、だんだんに、ひとつ御質問の過程におきまして細部は御説明申し上げたいと思ひます。

○工藤委員 ただいま大臣から御答弁をいただいたわけですが、一つには、高度成長政策の中で非常に都市集中という現象があらわれてきた。それに伴って、必然的に都市近郊の農業というものもが漸次後退をしていくといふのが、壊滅をしていく、こういう事態といふものが確かにあるわけがあります。この法案の目的なりあるいは整備の原則なりといふものを検討してみましても、そういう点が確かににはつきりとうかがえるわけでありま

す。しかし、問題は、このような都市近郊農業への侵食といふものに對しての一つの対策として、この農業振興地域を重点的に考へていくのか。むしろ、より積極的な農業政策の一面として、私ももちろん基本法そのものについて若干異議があるわけでありましても、基本法の目的等からい

たしまして、農業の振興といふのは当然取り上げてまいらなければならぬわけでありまして。そこら辺の考え方を、もう少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 それはおっしゃるとおりでございまして、私も、単に都市から押えつけられてきたから消極的にこれを守るといふ姿勢よりは、むしろ農業基本法等をもとにいたしまして、

農といふもの、あるいは国民食糧の安定供給、それに関連する人たちの生活の向上、これは当然の私どもの使命であります。したがって、そういう面からも農といふもの、あるいは個々の作目について、国をあげまして、国土の総合利用の体系の中に於いて農業立地と申しますか、そういうような姿勢で一つはいふべきだ。それと、それから一つは、高度成長に伴う弊害、面をつかんでやっついていくべきだ。そういう思想のもとにこの考え方は出ていく、この御解釈を願ひたいと思ひます。

○工藤委員 したがって、この農業基本法の目的、あるいは農業振興地域の整備のこの法律案の目的、そして整備の原則、こういうものを明らかにして考えてみますと、どうもちよつとびつたりこないような感じがするわけでございますが、その点いかがでございましょうか。

○榎垣政府委員 農業基本法は、申し上げるまでもございまして、日本の農業の向かうべき方向の基本を示したものでございまして。その中で、御指摘になりました八条では、農産物の需要と生産の長期見通しについて、国はその検討の結果を明らかにして公表すべきである、それがわが国の農業の一つの行き方、方向といふものを見出すための基本的な資料となるものであるといふふうに理解をされるのでございまして。第九条は、そういうような需給の見通しのもとに立つて、農業生産の選択的な拡大が行なわれるべきであり、また、農業の生産性の向上なりあるいは農業総生産の増大をはかるために、基盤整備であるとか、あるいは技術の高度化、資本整備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるべきであるといふことをいっておるのであります。

そこで、ただいま大臣から御説明を申し上げましたとおり、限られた国土資源、そういうものの上でこの農業法の線を描いていこうといふことならば、農業生産の基礎になりま土地に着目いたしまして、農業の振興すべき土地に着目いたしまして、その土地の高度の利用をはかつてい

く、そのための整備の方向を明確にしていく。それで、農用地の保全と開発、その農用地における農業の振興を計画的に進めていこうといふことが、この法律の目的でございまして、私どもとしては農業法の精神に沿って、現在の情勢に對して新しい計画的土地利用の方向を見出そうといふ考え方でございまして。

○工藤委員 私は、先般の建設委員会との連合審査会におきまして、農林省の考え方を若干お聞きをしたわけですが、農林省の考え方が、あの質問の中でも、農林省が現在実施しております土地改良長期計画を見ましても、大体、現状維持という傾向が非常に顕著ではないだろうか、こういうように理解をしたわけですが、この農業基本法の前文に書かれております考え方は、これは第九条の考え方といふものは、もちろんこのものについて若干問題がありますけれども、「農業生産の選択的な拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図る」といふことが明確にうたわれているわけでありまして。今回のこの目的、それから整備の原則といふものを私、何べんも読み直してみただけであります。そこには意欲的な、積極的な考え方といふものがあるのかどうかといふことを疑わざるを得ないわけでありまして。

たとえば、確かにいろいろな経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興をはかる、あるいは合理的にどうだ、こういうことが書かれてあるわけでありまして。しかし、そこには、農業基本法よりもむしろ後退をした、消極的な法案ではないだろうかといふ解釈に私は立つわけでありま

す。その点について、いま一度考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○太田説明員 先生のおっしゃる御趣旨は、おそらく、この法律案は農地の保全に非常に力を置いていて、農地の開発等についての重点の置き方が不足しておるのではないかとのお話であらうかと思ひます。

そこで、この法律の条文に即しまして、決してそういうことではないという点について、私のほ

うの見解を申し述べたいと思うのでございますが、まず第二条で、先ほど先生のおっしゃいましたように、「農業振興地域の整備の原則」というのがございまして、そこでは、「国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること」ということが整備の原則になっておるわけでございます。そこで、ここに書いてあります「農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域」と申しますのは、農業生産の基盤となる農用地をわれわれのほうといたしましては十分に確保いたしまして、その上で、先ほどお話ししましたような農業の生産性の向上あるいは農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全すること、形成することというところが整備の原則になっておるのでございます。

それから第四条で、農業振興地域整備の基本方針を都道府県知事が定めることになっておりますが、その第二項におきまして、当然農業振興地域における農業生産の基盤の整備及び開発に関する基本的な事項を定めることになっておるのでございまして、県知事が定める農業振興地域整備基本方針は、当該県におきます農業の将来の振興に関する基本的な計画でございまして、その際、当然生産基盤の開発に関する基本的な事項も定めらるるのでございまして。

これを受けまして第六条で、「農業振興地域の指定」というのが行なわれるわけでございますが、この際、当然その指定の要件といたしまして、開発の観点からも地域の指定といたしまして、整備の基本原則に即して行なわれるわけでございますが、二項の一号あるいは三号等を見てもまいりますと、当然開発という観点を積極的に取り入れて、地域の指定が行なわれるということになっておるのでございます。

さらに、地域指定が行なわれますと、第八条で市町村が、その振興地域についての整備計画を定

めることになっておるのでございますが、その整備計画の第二項の第一号、第三号等を見ていただきますと、これまた開発という観点からの計画が立てられるわけでございます。特に、第十条の三項で「農用地利用計画」というのが定められるのでございますが、これは積極的に、新たに農用地等とすることが適当な土地も含めまして、農用地の利用計画というものが立てられるわけでございます。

さらに、この実効を確保するために、第十四条、第十五条等で、それぞれ市町村長の「土地利用についての勧告」あるいは「都道府県知事の調停」等の規定もあるわけでございます。国有地につきましても、これを積極的に開発して農地にするというようなたてまえから、第十一条の第九項におきまして、市町村が国有地を含めての農用地区域と定める道も開いておるのでございまして、さらに第二十二條の二項におきましては、国有林野等につきましても、ただいままで申し上げましたような趣旨に即しまして、農業振興地域における農業の振興に資するために、積極的にこれを活用するというようなこともうたてておるのでございまして、決して、保全のみに力を入れて、開発については重点が置かれていないのではないかとこのように感じます。また、このように考へておるのでございます。

○工藤委員 大体わかりました。

そこで、この整備の原則の中で、「国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して」と云々、こう書いてあるわけでございますが、特にこの中で、他の利用との調整に留意するということが強調されているわけでありまして、この点については、先ほど大臣からお話がありましたように、都市近郊における侵食その他の関係から、それらの点が当然配慮されなければならないと思うわけでございますが、ただ、基本的な考え方として、「国土資源の合理的な利用」ということばによって、むしろ工業立地なりあるいは都市近郊優先という立場

場というものが、これは経済効果の点からいっても、当然農業に対するしわ寄せというものがくるのではないだろうか、こういうふうに考えられるわけでありまして、その点については、いま太田参事官のほうから御答弁がありました。より積極的な農業政策の一環としてこの問題をきちんと位置づける、このように理解をしようと思っております。大臣、その点を明確にひとつ冒頭に御回答いただいております。

○西村国務大臣 お説は、結局農業に対して、どの程度積極的な姿勢でもって農業振興地域というものを指定し、あるいはそれに対して整備方針または整備計画等を立てた場合に、開発に重点が置かれるか、こういう点であります。もちろん、私どものほうは、先ほど簡単なことばで申し上げました農業立地という思想を明らかにしてまいりました。当然そこでもって、農業に関する諸施策というものは、すべて優先的にあるいは重点的に行なわれるということでございます。今日までももちろんそういうような思想のもとに行なわれてはおりますけれども、ややもするとそれが、部分によって薄く広くというところもあつたところと思ひます。それをより集約的に、優先的に、扱いやすいような土地利用区分と申しますか、土地政策というものの根拠がでる。そういう意味では、私どもは農政の上で非常な意義がやはりあるのではないかと、こう解釈をいたしております。

○工藤委員 この要綱の中でも示されておりまして、たけれども、この法案の一つの背景として、さつき若干御答弁がありましたが、需要の動向に即応いたしまして、農産物の安定的な供給と生産性の高い農業経営の育成を目標としてこれを実施する、こういうことがうたわれているわけでありまして、そういう点からいいますと、食糧の自給体制といいますが、そういう問題については一体どのような考えになつておるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○西村国務大臣 食糧の自給体制につきまして、この委員会を通しましてもしばしば御質問に

お答えをいたしておるわけでありまして、御存じのとおり総合食糧の自給度、これ自体も上げなければなりません。個別の自給度というものに着眼をいたしたい。もちろん、その中で主食の自給度、これはさらにまた前進をさせる必要がありますが、それ以外に、選択的な拡大目標になっております果樹あるいは蔬菜、さらには酪農面におきまして、飼料作物であるとかさらには酪農自体、あるいは動物たん白資源のための諸施策というものによって、自給度を高めてまいります。

そこで、農業基本法八条で需要及び生産の長期見通しを立てるということになっておりますが、この長期見通しが、たしか三十七年につくりましたものが現在あるわけでありまして、それ自体が、経済情勢も少し違つており、また消費事情も違つてきておる。こういう中でもって私どもはただいま、できるだけ早い機会に、さらにこれを新しい状態に合わせた自給目標と申しますか、そういうものを立てながら、農業基本法の求めておるものをまずはつくりさせていきたい、そして、それとこの間の実行とを結びつけてやってまいりたい、こういうのが私どもの考えでございます。

○工藤委員 官房から出されてまいりましたこの資料の二五ページですが、ここに、これは主として食用農産物の自給率の推移の統計が出ておるわけでありまして、これは、一見してわかりやすいように、食糧自給率は低下をしている、こういう傾向でございまして、ただいまお話しした農基法でいいますところの長期見通しが近くで上がるというところでございますけれども、この点については、食糧自給率をどの程度に抑えようとするのか、これは非常に重要な問題だと思ひますから、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○樺垣政府委員 食糧自給率につきましては、ただいま御指摘のように、資料の二五ページで示しておるように、漸減をいたしておるのでございます。これは私どもの見方では、農林省といひますか、政府としては、食糧の総生産の増大ということに努力をいたし、また、日本の農民の方も努力

を重ねてまいったと思うのでございます。現に、三十年代前半につきましては、食糧の生産の伸びは年率三・二%、相当高い伸びを示し、後半に至りまして若干低下をいたしました、二・三%というところで、これも世界の食糧生産の平均的な伸びからいえば、それを上回っておる生産の伸びであります。三十一年は、白書でも御報告申し上げましたように三・八%の伸びであり、四十二年は、対前年度比おそく八%前後の伸びになるというところで、日本の農業生産自身の伸びは、それほど総体的に劣っておるものではございませんが、経済的異常ともいふべき発展に伴いまして、食糧需要というものが、世界に類例を見ない伸長を示しておるのでございます。その結果として、こういう自給率ということになっておるのでございますが、私どもとしても現在、将来のおおむね十年後の生産と需要の長期見通しの再検討に入っておりますのでございますが、経済の伸びいかにによりましては、現在の食糧自給率を維持することも、どうも相当困難であるというふうに見受けられるのでございますが、これは、農業がなくなっております社会的使命として、食糧の安定的供給ということが一つの国民経済的な使命でございますので、私どももいたしましては、できる限り政策的意図も含めまして高い自給度を維持する、あるいは品目によりまして自給度を高めていくというふうな、生産の目標を持つように検討を進めてまいりたいと思っております。

ただ、結果としてどういう目標を持つかということとは、現段階では、ちよつと申し上げられる段階でございせんので、残念ながら明言いたすことができないのでございますが、基本的な思想としては、ただいま申し上げたような考え方でよろわけでございます。

○工藤委員 農基法に基づいて、三十七年にいふ言つたように長期見通しを立てた。それを變更せざるを得ない。變更しようとするならば、それは八〇%というものを八五%、九〇%と伸ばしていくのか、あるいは財界からの要請があるように、

七五%なり七〇%ということにして、農業をその計画の上に乗せようとするのか、そこあたりをひとつ明らかにしておいていただきたいと思つております。

○榎垣政府委員 これは、農業の理想的な形としては、自給率は高ければ高いほどよろしいということであると思つておるのでございます。若干へ理屈めいたことに相なるかと思つておるのでございますが、農産物の自給率の問題は、農業自身の問題でありまして同時に、その国の経済の体質の問題にかかわると思つておるのでございます。ごく素朴に申し上げまして、食糧自給率の高い国ほど経済の体質は健全であるというふうに思われますので、私どもとしては、できる限り高い自給率を持つように、政策方向を持つべきであるというふうにお考えおるのでございます。

ただ、総合自給率の問題は、実は計画それ自身計数的にも非常にむずかしいものでございます。私どももいたしましては、農産物のうち主要な作物については、たとえば米でございますとか、あるいは野菜、果樹、あるいは畜産物等、私ども部内では戦略的部門というのを言つておるのでありますが、そういう主要作物については、自給度をさらに高めていくという考え方で見通しも立て、また、見通しに基づいた目標を持ちたいというふうにお考えおるのでございます。

○工藤委員 自給率の問題については、私は農業を考へる場合に基本的な理念であらうと思つておる。したがつて、私が先ほどから指摘しておりますように、この目的の中に食糧の自給度を高めるといふ姿勢は見当たらないと思つておる。これは故意に落としたわけでございますか。当然これは積極的に食糧自給度を高めるといふ視点に立つて、農業振興地域の整備に関する法律案といふものは出てこなければならぬ。目的なりあるいは整備の原則といふものには、その点をうたつていない。そのことをひとつ明らかにしておいていただきたいと思つておる。

○榎垣政府委員 この法律案において、食糧自給率の問題あるいは農業総生産の増大の問題に触れてないことは、御指摘のとおりでございます。私どもとしては、実は自給率の問題なりあるいは総生産の増大なり問題は、すでに農業基本法で明確にされておる事柄でございます。この農業振興地域の整備に関する法律案については、そのための生産基盤になります土地の問題についてさらに高度利用を行ない、また、農業用地として利用すべき土地の開発の問題を体系的に、全国にわたりますて整備してまいらうという考え方でございまして、その点についての文句は、当然の前提として考へておりましたので、この法律案自身の中に、文言としては入れていないのでございます。

○工藤委員 農業基本法の理念に基づいて、その具体的な一つの方策としてこれが出てきた、こういうことになりましたと、これはむしろ、一環としてここにきてきても当然のことじゃございせんか。私はそういうふうに感じますが……。

○榎垣政府委員 私は、この中にそういうふうな、何といひますか、この法律案自身前提になつておるような文言あるいは意識といふものが加わつて悪いとは思つたのでございますが、一条で、「農業の健全な発展を図る」といふことは、より包括的な意味で、ただいま御指摘のありましたような食糧の総生産増大といふものを含めて表現をいたしておるつもりでございます。

○工藤委員 そういうことになりましたと、これは議論をしなければならぬわけでございます。たとえば、「総合的に農業の振興を図る」とか、あるいは「農業の健全な発展を図る」、確かにこれは一つの表現ではあると思つておる。確かにこれはその中にはいふ言つたように、農業の基本的な理念である食糧の自給度を高めるといふ精神といふものはないわけでは、農業の健全な発展といふのは、たとえば、自立農家といふものを若干育成すれば、それは農業としては、部分的には健全な発展をはかつたということになるかもしれません。ですから、私は総合的な健全なといふことと自身は、やはりことばのあやといふものがある

ような気がするのです。そこにはやはり農業の姿勢といふものがはつきりきちんとしていなければ、いふ言つたように、都市からの侵食によって農業といふものは壊滅をしていく、こういう立場といふものは当然起つてくるだろうと思つておる。

ましてや、これからの農業といふものは、米、麦中心ではなくて、消費の傾向に応じて畜産なり果樹という方向に行くとするならば、ますます広大な用地といふものを必要とするのは当然のことなわけで、農業をやつてゐる者は、だれでもそういうことを理解してゐるわけでは、ないと思つておる。ここにやはり積極的な面といふものはどうも見受けられない。さき申し上げた要綱の中には、農産物の安定的な供給ということがうたつてあるわけでありまして、これはやはり目的かあるいは整備の原則の中に当然入れるべきじゃないか。もう一べんこの点を私はお伺ひしたいと思つておる。

○榎垣政府委員 私は、御指摘の基本的な考え方といふのは、まさにここで反論を申し上げる何ものもないと思つておる。ただ、一つの法律を成文化いたします場合に、その法律の位置によつて、法律目的といふものをどのように表現するかは、一つのテクニクの問題であらうかと思つておるのでございます。農業の健全な発展といふことには、個々の経営の強化の問題もございまして、ここでも法律上農業の健全な発展といつております限りにおいては、これは日本の農業全般のことを表現いたしておると思つておる。いまの御指摘のようないふ言つたように、こゝろいふような表現をとりましたといふことを申し上げて、御理解を得る以外にはなからうかというふうにおつておるのでございます。

○工藤委員 そういうことになりましたと、いろいろな農業の法律がありますが、その前文にはみな同じことを書いてゐるのです。たとえば、農地法だつてあるいは農業構造改善事業促進対策実施

率の問題あるいは農業総生産の増大の問題に触れてないことは、御指摘のとおりでございます。私どもとしては、実は自給率の問題なりあるいは総生産の増大なり問題は、すでに農業基本法で明確にされておる事柄でございます。この農業振興地域の整備に関する法律案については、そのための生産基盤になります土地の問題についてさらに高度利用を行ない、また、農業用地として利用すべき土地の開発の問題を体系的に、全国にわたりますて整備してまいらうという考え方でございまして、その点についての文句は、当然の前提として考へておりましたので、この法律案自身の中に、文言としては入れていないのでございます。

○工藤委員 農業基本法の理念に基づいて、その具体的な一つの方策としてこれが出てきた、こういうことになりましたと、これはむしろ、一環としてここにきてきても当然のことじゃございせんか。私はそういうふうに感じますが……。

○榎垣政府委員 私は、この中にそういうふうな、何といひますか、この法律案自身前提になつておるような文言あるいは意識といふものが加わつて悪いとは思つたのでございますが、一条で、「農業の健全な発展を図る」といふことは、より包括的な意味で、ただいま御指摘のありましたような食糧の総生産増大といふものを含めて表現をいたしておるつもりでございます。

○工藤委員 そういうことになりましたと、これは議論をしなければならぬわけでございます。たとえば、「総合的に農業の振興を図る」とか、あるいは「農業の健全な発展を図る」、確かにこれは一つの表現ではあると思つておる。確かにこれはその中にはいふ言つたように、農業の基本的な理念である食糧の自給度を高めるといふ精神といふものはないわけでは、農業の健全な発展といふのは、たとえば、自立農家といふものを若干育成すれば、それは農業としては、部分的には健全な発展をはかつたということになるかもしれません。ですから、私は総合的な健全なといふことと自身は、やはりことばのあやといふものがある

要領だつて、すべての法律を見てみなさい。趣旨、目的なんというものはほとんど同じことが書いてある。それじゃ、農業基本法があればそういうものは要らないということになりますか。

○榎垣政府委員 私がいま申し上げましたように、その法律が目的とする事柄が何であるかというこの視座のきめ方によりまして、表現上テクニックの相違がある。したがって、農業基本法に「農業総生産の増大」ということを通じて自給度の問題をあげているからといって、一切の法律に、その目的として、農業生産の増大あるいは自給度の向上を意味するような文言が入って悪い、あるいはそれが間違ひであるというようなことはないと私は思います。

○工藤委員 そうでありますから、この農業振興地域の法案がいま言うように、都市からの侵食に対する防衛的なものではなくて、より積極的な農業政策の基本として、その具体的な一つの方策として打ち出したとするならば、当然その文言は入ってしかるべきじゃないか。それがほんとうの農林省の姿勢ではないのか。私はそのことをたゞしているのです。いかがでございますか。

○榎垣政府委員 基本的な農林省の考え方、姿勢という点につきましては、私もそれは、ただいま工藤委員のおっしゃられた方向と、何う異にするものではないのでございます。

○工藤委員 それでは、若干内容に入りたいと思いますが、先ほど農林省の農産物の長期見通しを變更せざるを得ない、こういうようなお話をございましたが、この長期見通しの変更をしなければならぬという状態のもとにおいて、それでは、この法律案でいうところの振興地域については、一体どのような程度の指定をなさろうとするのか、お伺いをしたいと思います。

○太田説明員 実は、この法制全般を見ていただきますとわかりますように、あらかじめ国が、これだけのものが必要だからこれだけの地域を指定するということな体制はとっていないわけでございますが、かりに私のほうで、この法律案にござ

います農業振興地域の指定の基準等に照らして、あくまでこれは机上で考えたものでございまして、おおむね市町村数にいたしまして、三千市町村前後が対象になるのではないかと、そこでカバーされる農地の面積としては、五百七、八十万ヘクタールが対象になるのではないかと、こういうふうに一応机上の計画ではそういうふうにならなっておりますのでございまして。

○工藤委員 それらの三千市町村、五百七十万ないしは五百八十万ヘクタールを、どのような計画で具体的に実施されようとするのか。

○太田説明員 われわれの考え方としては、これは事業化するということについては、相当の時間がかかるかと思うのでございまして、地域の指定等の考え方につきましては、おおむね十年くらい先を見通しての計画として地域の指定をしていただく。そこで、実施いたします整備計画の事業等については、おおむね五年間くらいで実施されるものというところで考えております。

具体的には、地域指定は昭和四十三年、この法律が通りますれば、それを初年度といたしまして、五カ年くらいで地域指定を終わりたいと考えております。現に、昭和四十三年の計画といたしましては三百市町村を地域指定の対象市町村と考えております。そのうち九十二市町村につきましては国と県とが助言、協力をいたしまして、具体的に整備計画を立てていただき、四十四年度から事業化の予算を計上いたしましてその事業化に入っております。残りの二百市町村につきましては、四十三年度には調査を実施していただきまして、整備計画の樹立につきましては四十四年度にお願いをする。要すれば、先ほど申し上げましたような市町村につきましてはおおむね五カ年間で地域指定を完了したい、かように考えておるのでございまして。

○工藤委員 この地域指定の際に、先ほどの都市計画法との関係等もございしますけれども、現在の傾向というものをながめてみますと、この資料の

四ページ、五ページにかけまして耕地の拡張、墾荒及び転換面積それから地域別の面積の内訳が出ています。この資料によりまして、一般的傾向として、北海道、東北、九州というものが漸増していき、他の地域は墾荒の割合というものが非常に激しいようございまして、この原因について若干お伺いをしたいと思います。

○榎垣政府委員 御指摘のような傾向は、まさにそのとおりでございしますが、その原因は、申し上げるまでもないと思存しますが、いわゆる経済成長に伴いまして人口の都市集中が行なわれ、あるいは工業の大都市周辺への集中ということがまた行なわれておるといふことから、住宅地あるいは工場用地等のための土地需要が旺盛な地域が、壊廃が大きくて、かつまたそういう地域については、新しい開発の余地も乏しいということから、総合的に土地面積の減少が顕著にあらわれておるといふふうに見えておるわけでございます。

○工藤委員 この点は、今後の農業政策の方向と、そのとらえと一体どのような関連で考えたいのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○榎垣政府委員 きわめて基本的な、かつ困難な御質問でございますが、私も今後日本農業全体が、おそろしくいろいろな社会経済情勢の変化に対応いたしまして、地域農業の様相が変わってくるのではないだろうかというふうに考えておるのでございまして、したがって、いわゆる工業地域等につきましては、これは一種の都市近接地域の農業としての発展の道をたどるであろう。いわば集約的農業、集約的な畜産というものの立地の性格を強めるだろうし、さらに、それに反しまして、北海道、東北あるいは北陸、九州等については純農業地帯としての性格、したがって、日本の農業全体における重要性というものが、そういう地点に負荷されていく傾向をたどるのではないだろうかというふうに考えておるのでございます。

○工藤委員 いまの問題と関連をいたしまして、特に第四条の四項、「農林大臣は、都道府県知事

に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。」「こういうふうな書かれてはいるわけですが、これは、都道府県知事が、この方針に基づいてそれぞれ農業振興地域の整備についての計画を進めていくわけでございますけれども、この際、「国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。」「こういうことになってはいるわけでございますが、これは具体的にどういうことになるわけでございますか。

○太田説明員 実は、この法制におきましては、先ほどもちょっと触れたのでございしますが、農業振興地域整備基本方針というものは、その県におきましてその農政の方向を定める基本的な方針になるわけでございます。そこで、この基本方針は、当然国の農政の方向との適合性を保つていなければならぬということと、基本方針の作成につきましては、機関委任事務として都道府県知事にこの事務をまかせておるのでございまして、

そこで、いま先生御指摘の第四項で、農林大臣が都道府県知事に対して、「農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。」「ということがございしますのは、たとえば、国全体の農産物の需給の現況あるいは将来の見通し等に基づきまして、各都道府県におきまして、土地の農業上の利用の方向につきまして、それぞれの地域の特性に応じまして伸ばすべき土地利用は伸ばす、たとえば、草地なんかを大いに造成する必要があるというような場合もあります。あるいは逆に、押えるべき土地利用は押えるということも、当然需給の観点から出てくる場合があるわけでございます。そういった場合には、農林大臣といたしましては、この農業振興地域の整備基本方針というものが、当該県におきまして農業振興のための基本的な方針でもありまして、それが同時に、先ほど申し上げました国の農政の方向との一体性を保つというふうな意味合いにおき

そこで、私も、先ほどから申し上げておりますように、一つは、農産物の需給の面からの誘導をする必要がある。また、別の見地からは、この法案にうたつておりますように、国土資源の有効利用という観点からの誘導をする必要があるというふうに考えておるのでございまして、私も、まず、この法律が施行されるということになりますれば、これらの基本的な農林省の考え方を、それぞれ権限をおろした、あるいは自主的に

○工藤委員 次に、この八条の關係について基本的  
的にちよつとお伺いをしておきたいと思うわけで  
あります。

であらうかと思うのでございまして、法文で申し上げますと、第四条の第五項で、都道府県知事が基本方針を定めようとするときには、農林大臣の承認を受けなければならないことに相なっております。

そこで、農林大臣が承認をしようとする場合には、国の関係行政機関の長に協議しなければならぬということに相なっておりまして、この段階におきまして、ただいま先生御疑問を提出されました各省との調整は具体的に行なわれる、かように考えておるのでございます。

○工藤委員 この土地利用区分の問題とも関連をいたしまして、私いつも疑問に感じますことは、たとえば、農業振興の場合には水の高度利用というものが非常に重要になってくるわけでございますが、この点については、農林省のどこを見ましても、あまり積極的な構想というものはないようでございます。この点については、若干この本旨と

は違うかも知れませんが、当然この水の問題については、各省非常に深刻な問題として調整を要する事項でございますが、この点についての考え方も、ひとつお伺いしておきたいと思うのです。

○中野説明員 水の問題につきましては、きょうの御議論にも出ました土地改良長期計画におきまして、いろいろ計画を立てます前提といたしまして、調査をいたしまして、末端の圃場整備、それに伴います基幹的なかんがい排水事業というものを

いろいろな計画しております。その面から十分織り込んでおるといふふうに考えております。

○工藤委員　そうすると、この水の総合開発、総合利用という意味において、その点は農業用水に対して非常に規制がかかるというようなことはご

○中野説明員 この法律案におきましても、二町村以上にわたるような大きな地域につきましては、知事が計画を立てるというふうにもなっております。その場合に、純粋の農業地帯であれば農業のことだけ考えればよろしいわけでありませう。

が、工業用水あるいは上水、上工水というようなものとの関連の調整ということも必要かと思えます。その辺につきましては、具体的に土地政良長期計画を立てます場合に十分調整をしていかなければなりませんし、また、現にしておるわけであります。

○工藤委員 きょうはあまりこの点は触れられなくても、後日、この問題は別途触れなければならないと思います。いま申し上げましたように調整という面になりますと、非常に各省困難な問題が出てくるわけであります。この調整の行き詰まりから、計画がくずれてしまうということがあるわけで、そういった意味で、具体的にこれが実施の段階になった場合に、私は、それが各県段階で

できるかどうか、そこら辺が非常に問題があると思うのです。最終的に県で調整がつかずに国の機関でやらなければならぬ、こういう場合に一体どこで調整するのか、そこら辺をもう少し伺いたいと思うのです。

○中野説明員 國の土地改良事業でありますれば、河川の水を引っぱるというような場合には、当然建設省と農林省とが相談をいたします。県営事業でありますれば具段階で、河川の所屬の部局と農林部局とが相談をするということで、先ほど

○工藤委員 それから国土資源の合理的な利用と申し上げましたように、あるいは工業用水に使うとかその他の場合には、事業としましても総合的にやる場合には、アロケートをしてやるというようなかっこうで現在進めております。

は直接関連するかどうかわかりませんが、特に沿岸漁業それから林業の問題、この問題については、この法案の中にはもちろん触れてございませんけれども、この農業振興の問題とあわせて、やはり

り漁業、林業の問題も当然包括すべきではないかという気がするわけでございますが、その点については、もしこれは土地だけの問題だということであれば、あと産業立地の関係とかあるいは自治関係の土地利用計画といったような意味からも、

やはり将来、それでは沿岸漁業の問題に対してどうするか、林業問題についてどうするか、そういう点をはとつ伺っておきたいと思います。

○**増田政府委員** この法律案では、まず対象の土地というものを、農業用地として高度に利用すべき土地ということで限界を引いたわけでございませ

す。したがって、純然たる林野についてはこの法律案の対象としていない。ただ、混牧林その他の木竹の生育と農畜産業との共用部分については、これは対象にするということでご覧しまして、純然たる林業用地については、これはむしろ、林業基本法なりあるいは森林法なりの計画対象として整備されていくべきだということで考えざるを得ないと思うのでございます。

水産につきましても、内水面等については、確かに農業のための条件整備のために影響があるということもございりますが、これは、まあたまたまと申しますか、同じ農林水産行政の一環の問題でございいますので、接点における調整の問題は、

農林省、農林大臣として十分に配慮した進め方を  
する必要があるだろうというふうに考えておりま  
す。

○工藤委員 次に、この振興地域に対する具体的  
な指定後における施策について若干お聞きしたい

と思うのですが、第六条の二項に指定の条件が示されているわけですが、その一号の中に、「その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。」こういうこと

が一つ示されているわけでございますけれども、相当規模といいますと一体どの程度になるのか。具体的な農業、たとえば土地改良事業とかあるいは道路を入れるとか、こういう場合の一つの対象になってくるわけなので、この点ひとつお聞きし

たいと思います。

○太田説明員 先ほども官房長が申されたのですが、さいまするが、この法律案で農用地等の定義を第三条でいたしておるわけでありましたが、ここでは農地等として利用すべき相当規模の土地があると

いうことでございまして、現に農地であるところ、あるいは将来開発して農地にすべきところ、採草放牧地についても同様でございまして、これらを含めまして、地域地域の事情によつてそれぞれ違いがあるかと思いますが、やはり最低のものとしては、そうした開発して農用地とする土地まで含めまして、おおむね二百ヘクタールくらいは期待をいたしたい、かように考えております。

○工藤委員 そういたしますと、この地域指定を受けました地域に対して、重点的に農業施策を実施するというのが方針にあつたと思うわけですが、この点については、具体的にいま実施をいたしております他の法律、たとえば土地改良に関する法律なり、あるいは酪農振興法、あるいは果樹振興法、こういった法律適用の地域のもの、この法律案と一体どのような関係になつてゐるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○太田説明員 しばしば申し上げてゐることでございますが、農業振興地域の整備計画が立てられますと、その整備計画に基づいて実際の事業が行なわれるわけでございます。その際、先生御指摘のように、農林省では、酪農につきましましては、酪農振興法に基づきまして酪農近代化計画を立てる市町村を定め、あるいは野菜等につきましては、集団産地をきめてゐるわけで、それぞれの法律に基づきます計画があるわけでございますが、この農業振興地域の整備計画も、当然そういう計画と相まちまして実施するべきものであらうというふうに考えております。

そこで、それでは具体的に一体どういふふうな援助をするかということでございしますが、この整備計画の内容を見ていただきますと明らかなやうに、一号につきましましては、農用地利用計画でございまして、むしろこれは直ちに事業とは結びつかないわけでございますが、そういった農用地の利用計画が立てられますと、その土地につきましまして具体的に農業生産基盤の整備及び開発に関する事項がきめられるわけでございます。さらに、そういった整備された土地の上に導入すべき農業の近

代化のための施設の整備に関する事項がきめられて、これによつて一体的な開発がその地域にいつて行なわれるということに相なるわけでございます。

そこで、現在われわれが考えております内容といたしまして、農業生産基盤の整備及び農業の近代化施設の整備事業につきましては、農業生産基盤整備事業あるいはその他の各種の補助または融資の事業を、この農業振興地域整備計画を立てました市町村に対して、優先的に実施するということに配慮をいたしたいと考えてゐるのでございます。

そこで、最も具体的な問題になりますと、それは明年度の事業をどうするかということに相なるわけでございます。これはいづれ四十四年度予算で勝負がつくことになるわけでございますが、農業振興地域整備計画達成に資するための特別事業の対象をどう考えていくかということでございます。いま、これらを解決することによりまして、積極的にこの整備計画が達成されるようにはなつてまいりたいと思つておるのでございます。

御承知のとおり、現在構造改善事業が一方で進められておりますが、構造改善事業が四十五年度で終わりますと、四十三年度におきましては、いわゆる次期構造改善対策としてどういった事業を取り上げていくかということで、そのあり方についても目下検討をいたしておるのでございます。そこで、これらの検討の結果を待ちまして、先ほど申し上げました特別事業との関係を検討いたしまして、四十四年度で、まずとりあえず九十二カ町村の分につきましましての特別事業の予算化をはかりたい、かように考えておるのでございます。

○工藤委員 あともう一、二点で終わりたいと思ひますが、先ほど冒頭に申し上げましたやうに、一定率の国民食糧を確保するという積極的な考え方にと立つるならば、特に都市近郊農業が壊滅をしてゐるという現実をながめますと、これからの農業というものは、どうしても奥地に入らざるを得ないという傾向をたどるのではないかと

そういたしますと、基盤整備をはじめとしたしまして、相当大量の政府資金というものを投入しなければならぬだろう、こういうふうに予測をされるわけでありまして、この点については、特に都市近郊の農地の値上がりというものが、一つには、規模を拡大していかうとする農家の意欲を阻害して行く。それはこの資料にもありますやうに、都市近郊からだんだん山間部に向かつてまゐり、農地は漸次高騰してゐるという状態でありまして、この面については、相当思い切つた農業施策というものが必要ではないだろうか、こういうふうに考えるわけでありまして、もちろん、九十二カ町村を重点的にやるといふこと、しかし三十三カ町村を指定するといふこととありますから、これは実に長期的な展望に立たなければならぬわけでありまして、しかし、現実にはそう十五年も二十年もというわけにはいきませんでしようし、早急な対策といふものが必要だろ

う、思い切つた農林政策といふものが必要だろ、こういうふうに考えるわけでありまして、この点については、ひとつ農林大臣の積極的な御答弁をいただきたい、こういうふうに考えております。

○西村国務大臣 一つは、土地を確保して農業立地といふものの明確化をはかつてまいりたい。問題は、またその先にいろいろ、農業の経営規模の拡大をしていかなければならない。それには、地価の問題といふのが一つ絶えずついて回る。ただ、これをやることによって、農業としての利用価値といふものがやや浮かび上がってくる。近郊農地のごときは、むしろ農業というよりは期待価値、転用価値と申しますか、そういうものに中心が移りつつある。それをひっくり返しますと、農業の壊滅になつてきてゐる。したがつて、むしろ農業を利用価値としておとるに積極的、さつき申されたやうな政府関係の農業投資等を重点的にやつてまいり、厚みを増す。そして、そこに正しい意味の、農地として利用価値のある地価を維持していく、また、地価がある程度維持され

てもいいんじゃないか。近郊農地としては、市街化区域では、当然市街化としての扱いを受ける方向へいくでしようし、それから近郊農地としては、むしろ近郊農地としての必要限度のことは、もちろん農地としてもやりますが、それにふさわしい蔬菜、園芸であるとか、採算の合う農業一般のものでやつていただければ、いまのやうな形でやるよりは全然いい。

おっしゃるとおり、これは相当な決意をもつてこれを指定し、計画を立てて実行に移していくには、相当な公共投資といふものはあつてしかるべきだ、こういうふうな考えでございします。

○工藤委員 いま一つの問題は、農地の確保なり、いま言ったやうに積極的な生産段階における施策といふものが必要になつてくるわけでありまして、それと並行的に、アフターケアの問題について一体どうするか。これは私も、現実には農業を経験いたして痛切に感じますことは、たとえば、大分の久住の開発に四百億にのぼる開発の青写真をつくらうとしておるわけでありまして、私も確かに成功する、いいだろうといふことを感ずるわけですが、私も現場を先週見てきました。しかし農民がついてこない。なぜなのか。やはり農林行政に対する不信と言へば言い過ぎるかも知れませんが、それに飛びついてみてはたして成功するだろうかといふので、やりたいんだけどなかなか飛びついてこない。だからやつて成功すればおれたちはついていくぞといふ、この農民感情といふのがたくさんあるわけですね。農林行政の中におけるアフターケアの問題について、私は積極的な、具体的な政策といふものを打ち出す必要があるんじゃないか、こういうふうに考えるわけでありまして。

先般の総合資金制度の際にも、私はその点を強調いたしました。特にこれは全体的な農業政策の中でぜひ必要だ。そのことがなければ、どんなにりっぱな法律をつくらうと、農民がより積極的な農業を経営しようとする意欲を失う、こういうふうに考えるわけで、その点についての対策

を、最後の御答弁としていただきたいと思ひます。

○植垣政府委員 新しい農業開発にいきみます場合に、何らかの危険を感じて、なかなか踏み切りがつかないということは、しばしば起こる事柄でございませうが、それに関連いたしまして、御指摘のようなアフターケアの問題について、万全の措置を考へるべきであるという点は、まさに同感でございませう。

アフターケアと申します場合には、開発後における管理指導の問題でありますとか、あるいは営農資金の問題でありますとか、あるいは生産物の流通の問題でございませうか、あるいは運輸資金の問題でありますとか、いろいろあるうと思ひます。これらについては、一々私のほうで、これはこういうふうにするということではございませうが、まさに全体的にその問題が、新しい農業開発のあとになる問題として、当然考へられ、用意されなければならぬという点については、私も十分念頭に置いて、政策の展開をはかつていきたいというふうに思つております。

○工藤委員 本日はこの程度にいたしたいと思ひますが、総括的な点について基本的にお伺ひをしたわけで、具体的な事項については、また機会をあらためていろいろお聞きをしたいと思ひますので、本日はこの程度にして終わりたいと思ひます。

○赤路委員 ちよつと一点だけ関連してお伺ひいたしますが、国土総合開発との関連はどういうふうに考へておりますか。

○植垣政府委員 国土総合開発の關係で、抽象的な計画としては、この法案の中でも第四条の第三項で、農業振興地域整備基本方針というものが、国土総合開発計画というものと調和をとれたものでなければならぬということをおつてるのでございませうが、これは抽象的な計画でございませう。

国土総合開発につきましては、わが全国土の自然的な条件、あるいは経済、社会、文化等に関する施策等の総合的な見地からの利用、開発、保全、それから産業立地の適正化というようなことをね

らひまして、日本の国土利用の全体のあり方をデザインとして描こうとする性質のものでございませう。これは当然農業も一つの産業として、それぞれの地域ごとに、今後の向かうべき方向が示されてくるということになると思ひます。現に経済企画庁におきまして、本年の秋を目途に、新しい国土総合開発の計画が検討されております。私も農林省としても、これに参画をいたしておるのでございませう。その国土総合開発の地域別の農業のあり方というような問題を反映した農業振興地域整備の基本方針を立てさせるように、私もとしては誘導してまいりたいというふうに考へておるのでございませう。

○赤路委員 おっしゃるやうにこの秋できるらしい。二、三日前のNHKテレビニュースでかなり詳細に説明されている。だから、私の言ひたかつたことは、国土総合開発がまだできていない。要するに、この秋ごろまでに何かまとめてしまいたいというやうなことがほしい。これがやはり国土開発の一つの中心的なものになるだらう。そうすると、こちらのほうだけが先に走つちやつて、それとの関連がうまくいかないと、あとでまた訂正だ、いや何だというやうな繰り返しがなされては困るので、十分そういう線を考慮に入れながらやつてもらいたい、このことです。

もう一つは、いままでちよつと工藤君との質疑応答を聞いておつたのですが、水の問題ですね。少し検討してもらわなければ困る。これは私は答弁を求めませんが、もちろん安易に考へてはいないだらうと思ひます。今日の日本の水の問題というのは、そう安易なものではない。だから地域指定をする場合に、これは県知事がやるから、県知事はそのくらいのことを考へるだらう、こういうことも、もうそういう段階じゃないのですね。たとえば、お読みになつたと思ひますが、今度建設省が抱いておるといいますか、構想を打ち出しておる治水二十九年計画です。治水二十九年計画を出して、それを踏まえて新五十年計画が出ておるわけなんです。それを見てもそう単純なものでは

ない。また、建設省が出しておる二十九年計画を、それ自体を読んでも、この基本的な線がほんとうに私は握れておるやうに思わぬのです。

一例を言ひますと、地下水が一体どうなつていのかというやうなことは、二十九年計画には全然ない。だから、そういうふうには水はかなり重要な要素になる。せつかくこれだけ基礎整備をやつて、そして土地の利用区分に基づいてやつても、先ほど工藤君が言つたやうに、水というものが伴つてきませんと、せつかくのものが何にもならぬ。だから、水の問題がありますから、その点は安易に考へないで、十分ひとつ農林省としても御検討をお願いしたい。これだけ注文をつけておきます。

○足立委員長 他に関連質問はございませうか。——なしと認めます。

次回は明九日午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十三分散会





昭和四十三年五月十四日印刷

昭和四十三年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局